

第 1 1 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

平成 3 0 年 6 月 1 2 日 開 会

平成 3 0 年 6 月 1 2 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成30年6月12日(火)午前10時30分 米沢市農業委員会第11回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(18名)

| | | | | | | | | |
|----|-------|----|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 伊藤精司 | 委員 | 9番 | 上村貞義 | 委員 | 16番 | 山王堂民榮 | 委員 |
| 2番 | 小関善隆 | 委員 | 10番 | 古畑功一 | 委員 | 17番 | 大野澤進 | 委員 |
| 3番 | 江口益美 | 委員 | 11番 | 高橋秀治 | 委員 | 18番 | 鈴木晃子 | 委員 |
| 5番 | 樋渡由美 | 委員 | 12番 | 菅野英一郎 | 委員 | 19番 | 田代昇一 | 委員 |
| 6番 | 二宮啓一 | 委員 | 13番 | 我彦正福 | 委員 | | | |
| 7番 | 高橋信夫 | 委員 | 14番 | 高橋祐弘 | 委員 | | | |
| 8番 | 佐久間英之 | 委員 | 15番 | 大橋久芳 | 委員 | | | |

欠席通告委員(1名)

4番 遠藤伊一 委員

遅刻通告委員(なし)

農業委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(7名)

| | |
|-------------------------|-----------|
| 事務局 長 | 宍戸 徹 朗 |
| 事務局 長 補 佐 兼 農 政 振 興 主 査 | 目 崎 秀 也 |
| 農 地 主 査 | 戸 田 美 恵 子 |
| 主 査 | 仁 科 恭 浩 |
| 主 任 | 高 橋 純 |
| 主 事 | 渡 部 史 紀 |
| 主 事 | 須 貝 祐 太 |

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|--------|---|
| 報第 1 号 | 非農地証明の報告について |
| 議第 1 号 | 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について |
| 議第 2 号 | 農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について |
| 議第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議第 4 号 | 事業計画変更申請について |
| 議第 5 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議第 6 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議第 7 号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第 8 号 | 相続税納税猶予に関する農業経営証明について |
| 議第 9 号 | 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について |

開 会 午前10時30分

目崎補佐

では、大変ご苦勞さまです。

先週も合同ブロック協議会、大変ありがとうございました。まず始めに農事相談で出た質問事項について、開会の前にお話し申し上げます。

まず、議第2号、農地法18条関係ですが、19号の集積の解約、流動化補助金をもらっていないかというご質問でした。地目が畑でございますので、流動化補助金の対象ではございませんので、補助金はもらっていないということでございます。

あと、議第4号、事業計画変更申請ですが、4号、事業計画が出されて9年間も何もやってこなかったのかと、これは事業主ということか、こちらの確認かということですが、事業主については理由にあるとおり、なかなかアパート経営のめどが立たなかったのでは着工に至らなかったと。

あと、農業委員会としましては、当然転用申請が出ている案件でありますので、その進捗を確認するというか、事業実施を持っているのか、そういった確認が必要であったと考えております。

あと、議第7号、農用地利用集積計画の1号のビッグフィールドの購入した場所はどこかということですが、南原の八ヶ代地区となっております。白布街道と関根から来る県道の丁字路の交差点のおおむね西側あたりの場所でございます。

あと、議第9号の平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と30年度の活動計画のほうですが、これ以前からの永遠の課題ですが、農地面積が3つもあって、明確なる面積をちゃんと把握すべきでないかと、そういったご意見をいただきました。前回の農事相談の質問と意見事項は以上でございます。

それでは、これより第11回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、11番 高橋秀治委員のご発声でよろしく願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

次に、伊藤会長よりご挨拶をお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

6月の定例総会ということで、農作業のほうは一段落したわけですが、今度はおわっているいろいろな会議等が多く、皆さんもお疲れのところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

きょう、朝のうちに、また事前着工等がありまして、そういったことで農

振地域でありながら事前着工があったということで、その対策等について職務代理と地元の委員とで話し合いをしたところでもあります。前回は申し上げたわけですが、そういったことが起こらないように、大変皆さんお忙しいわけではありますが、そういった場所を発見したら、あれ、ここ工事しているけれども、許可おりにいるのかなということを確認をしながらやっていただければいいなと思ったところでもあります。

昔ですと、現場の業者さんの監督さんとかそういった方が、ベテランの人が事前着工は絶対だめだぞということをお業者の方が教えてくれたものですが、今の現場の係の人とか監督さんも若い人になってきておりますので、そういったことが、農振法とか農地法というのは余りご存じないという担当者が多いということでもありますので、そういったことを発生防止のほうから我々もパトロール等で、自分のパトロールでそういったことが起きないようにしていきたいものだなと思っているところでございます。

また話は違いますが、議会のほうもきのうから始まりました。今回については〇〇〇〇さんのほうから、今いろいろな部署で労働力不足ということで、農業においても、なかなか法人化等をやっても労働力が足りないということについて、そればかりではないんですが、農業関係についてはそういったことが質問されるようです。

そして、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんのほうからは種子法について廃止になったわけですが、今後対処法というか、そういったことについて質問があるようです。そういったことで、今回は農業問題も少し取り上げていただいて、あと上郷の佐藤忠次さんのほうからは畜産振興についてということであるようです。そういったことで、いろいろ農業問題も取り上げてもらってよかったなと思っているところでございます。

あと、きのう、関係者の方もおられますが、JAの総代会前の説明会ということでありました。そこで、ほとんどの米沢地区の理事の候補者として我々の仲間であります菅野英一郎さんが再選なされる予定者と、あと古畑功一さんが理事ということで、候補者の予定ということできのう紹介がありまして、我々の仲間として頑張っていただきたいなと思っているところであります。

あと、いろいろ最近皆さん忙しくなっていて、いろいろ倒れたとか亡くなったとかという、我々の仲間でも多くありますので、私も毎日酒飲みでくたびれているわけですが、それぞれ皆さんも気をつけながら仕事とそういった会議、宴会、気をつけながら自分の仕事、農業委員会の仕事をやっていただきたいと思っております。

では、総会のほうよろしく申し上げます。ご苦労さまです。

ありがとうございました。

目崎補佐

これより議事となりますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が務めることになっております。伊藤会長、よろしくお願いたします。

議 長

それでは、私のほうで議事を進行させていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はおりませんが、今のところ4番 遠藤伊一委員がまだ出席しておりませんので、1名の欠席ということでもありますので、第11回定例総会は成立しました。

今回の議事録署名委員には、5番 樋渡由美委員、7番 高橋信夫委員を指名いたします。

それでは、早速議事に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

目崎補佐

(挙手)

議 長

では、事務局。

目崎補佐

議案の訂正はございませんので、よろしくお願いたします。

議 長

それでは、早速進めさせていただきます。報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いたします。

須貝主事

(挙手)

議 長

須貝主事。

須貝主事

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明いたしましたのでご報告いたします。

受理番号8号から13号の計6件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積については畑のみ14筆 4,004㎡となります。

受理番号8号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和49年12月です。申請理由は、昭和49年12月から作業小屋を建築し、宅地として利用しているためです。

受理番号9号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和57年ごろです。申請理由は、昭和57年ごろより豚舎及び関連設備を建築し、宅地として利用しているためです。

受理番号10号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和60年です。申請理由は、昭和60年から小屋を建築し、宅地として利用してきたためです。

受理番号11号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和30年ごろです。申請理由は、昭和30年ごろから平成8年4月15日まで工場を建築し、住宅として利用。その後工場を取り壊し雑種地として利用しているためです。

受理番号12号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は平成9年2月26日です。申請理由は、平成9年2月26日付指令東置地(農)第501号で農地転用許可を得、非農地となっているためです。

受理番号13号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和51年ごろです。申請理由は、昭和51年ごろから耕作をしておらず、現在原野となっているためです。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

議 長

次に、議第1号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について、を議題といたします。

それでは、議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査
議 長
仁科主査

(挙手)

仁科主査。

議第1号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について。米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準第5条第1項の規定により委員会に認定の可否を求めます。

申請人 住所 ○○○○、氏名 △△△△、作付作物 花卉、となっております。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

この件について、担当地域の代表委員から営農計画等の報告をお願ひいたします。

1 5 番
議 長
1 5 番

(大橋久芳委員 挙手)

15番 大橋委員。

15番 大橋です。

7日の農事相談の折、○○○○さんが会場にお見えになりまして、資料を添付されておりますが、十分説明を受けました。以前にも自宅のほうで花卉

等を作っておったそうですが、お父さんたちがやっていたんですが、だんだんできなくなってきたので、一応一回やめた経過があるそうです。

今回、〇〇さんがまたその農地をお借りしながら、若干というか、旦那さんの手伝いをしながらですが、自分で今まで経験したことを生かしながら、もう一度新たに挑戦したいということだそうです。

今回作る花等はダリアとモルセラという、ちょっと私たちにはなじみのない花ですが、この花を中心に作っていきたいということでございました。それをJAのほうに出荷していくということで、JAからも近いし、いろいろな技術等も農業指導員の〇〇〇〇さんのほうから指導を受けながらやっていくということでしたので、第3ブロックのほうでは特に問題ないということで大丈夫ということで進めさせてほしいと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 それでは、新規就農申請者、〇〇〇〇氏について皆さんから質問等ありませんか。

6 番 (二宮啓一委員 挙手)

議 長 6番。

6 番 6番 二宮です。

この収入の欄を見ますと、球根を販売するんですか、キロ数出てきますけれども。

1 5 番 (大橋久芳委員 挙手)

議 長 15番。

1 5 番 花のほうで出荷するということです。キロ数って……、「収穫に13トンあるということで」「単価100円」の声あり)ただ、それは換算だと思います。箱というのはそれなりに出荷すると思うので。「生花ね」の声あり)はい。「1本100円か、これ」「1本100円と書いている」「単位が違う」「キロでない」の声あり)

議 長 そのほか皆さんからありませんか。異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、〇〇〇〇氏について、新規就農者として認定することに決定いたしました。

議 長 次に、議第2号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

それでは、受理番号19号を上程します。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

須貝主事 (挙手)

議 長 須貝主事。

須貝主事 議第2号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号19号の1件のみです。申請人は、貸人 ○○○○さん、借人 △△△さん、土地の表示は○○○○○○、筆数は畑のみ2筆 191.00㎡、合計も同様に畑2筆 191.00㎡となります。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号19号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号19号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号47号を上程します。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

須貝主事 (挙手)

議 長 須貝主事。

須貝主事 議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号47号の1件のみです。申請人は、貸人 ○○○○さん、借人 △△△さん、土地の表示については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田1筆 823.00㎡、畑1筆 3,190.00㎡、合計2筆 4,013.00㎡です。

受理番号47号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借（新規就農）です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

1 1 番 (高橋秀治委員 挙手)

議 長 11番。

1 1 番 11番 高橋です。

47号についてご説明します。

先ほど新規就農でありました関連する案件であります。夫の〇〇さんの土地を△△さんが借り受けて花卉を栽培したいということでした。両方の2筆ともにパイプハウスも建っていきまして、そこを利用してダリアとモルセラを作りたいということでしたので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長
全 委 員
議 長
全 委 員
議 長

それでは、受理番号47号について、意見並びに質問はありませんか。
なし。

ないので、受理番号47号について、許可することに異議ありませんか。
異議なし。

異議がないので、受理番号47号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 事業計画変更申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号4号を上程いたします。

議案の内容について事務局より説明をお願いします。

渡部主事
議 長
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

議第4号 事業計画変更申請について。下記のとおり事業計画を変更したいと申請があったので、農業委員会に付議いたします。

受理番号4号 許可 平成21年4月27日付、指令農委第3号で農地法第5条の許可を得ております。当初事業計画はアパートです。当初計画者 氏名 〇〇〇〇、承継者 氏名 △△△△、土地の表示、事業計画理由等については記載のとおりです。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長
全 委 員
議 長
全 委 員
議 長

ただいまの受理番号4号について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号4号については、変更することを条件に承認することに異議ありませんか。

異議なし。

異議がないので、受理番号4号については、変更することを条件に承認することに決定いたしました。

次に、議第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号を上程いたします。

議案の内容について事務局の説明をお願いします。

渡部主事
議 長
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

議第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。下記土地

について、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。受理番号1号の計1件です。田のみ3筆 4.10㎡、合計も同様でございます。

受理番号1号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は太陽光発電設備の設置（営農型）のためです。こちらは農振農用地区域内で、一時転用、期間10年です。

以上、よろしく願いいたします。

議 長
19番
議 長
19番

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。
(田代昇一委員 挙手)

19番。

19番 田代です。ご報告申し上げます。

5月30日、午前8時、申請者と待ち合わせをしまして申請書面並びに現地を確認いたしました。今ご説明ありましたように、3筆で4.10㎡だということではありますが、全部の田んぼはもっと広い、そこに太陽光発電をするための台座としてパイプを打ち込む、パイプを打ち込むところには作付できないと、その合計本数の面積がこれであるという内容であります。

当人は申請が今回初めてだということではなく、去る3年ぐらい前からほぼ構想を持っていて、正式な手続には至っていなかったと。本年もこの場で皆さんにご説明する前にも申請の意向があったと。先月だかの会議で会長が、3年から10年に今度法律変わったねということをおっしゃったのを、皆さん記憶あるかどうかなんです、この件については法律が変わって3年から10年だということ、本人もそれをよしとして申請も10年ということでした。事前着工はございませんでした。

本人への聞き取りとしまして、下は米を作ると、上からは太陽の光を頂戴して電気を起こすと、それを売るということで計画をされているということでありました。それは内部構想的に持っていて、いろいろな方々からもお聞きしたやに聞いていますし、山形県の第1号となる方が今県内におられるので、その方とも話をしたり、あと芸工大の教授をされている○○さんという方ともいろいろ話をしたりということで、今回の段に至ったということでありました。

太陽の光を受けて電気を起こすと、大体東から南を伝わって西まで太陽が動くと、地球が動くんでしょうけれども、そうしたときに影になる部分には光が当たらないので、作物を作ったならば近隣の土地に迷惑かけるだろうということですが、皆さんの地図で見ていただけるんですが、申請地の北側が○○○になっています。斜線で引かれているところの北側には畑と何か土が盛られたところがあって、特別作物は作っていません。西側につきましては

地主と耕作者が異なるということで、両者からも説明を得、納得、承諾を得たということでした。

いろいろなことありますが、本人も非常に燃えておりまして、やりたいが、これについては農林水産省の決め事なので、設備投資をしてやるけれども、必ず最後に朽ちるんだよと、だから設備投資するときに廃墟を撤去する費用もちゃんと示しなさいよということでした。本人のこともありますから、具体的な数値は控えさせていただきますが、トータルで5,000万は優に超える設備投資だそうでございます。その設備投資を受けて本人が予定している電力を販売したいと、できるだけ早目に借金も返済したいということで、意欲的に燃えていましたが、やっぱり試行錯誤だそうです。パネルは自動的に角度が立つのではなくて手動で、皆さんがやっているハウスのシートをまくるように、こうするとか、西風が吹いてきたとき倒れたりするとうまくないから、施工する業者さんと筋交工というか、こんなものしながらということ考えていると。意欲的に燃えていますが、法律的なこととか、いろいろなことで決め事があるかと思いますが、担当した地区の者としては、決められたことを決められたとおりにやっていただいて、莫大な設備投資もするので、皆さんのご了解を得て、山形県で第2号、米沢での第1号ということで頑張っていただければいいのではないかなと思って、ご報告申し上げます。ひとつよろしく願いいたします。

議長

ただいまの受理番号1号について、意見並びに質問はありませんか。

では、私のほうからちょっと事務局に確認をしたいんですが、これ下に作った作物の収量が8割を確保しないとだめですよという規定があるわけですが、そして品質もよくないとだめですよということがありますが、そういったことを確認するため、その田んぼの部分については別刈り、別収穫をして収量等をはかって、あとそれだけの検査も別にしてもらおうということは何かの形で、覚書みたいなことをしておかなくても大丈夫なものかどうか、その辺を確認したいと思いますが、どうですか。

渡部主事
議長
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

まず、結論から申し上げますと、覚書は不要かと思えます。まず、内容としましては会長が今おっしゃられた部分、営農型の発電設備につきましては、年に1回報告の義務があります。その際の様式を農林水産省の通知の中に定められているものでございまして、その内容の中で、知見を有する者の所見という部分を記入する項目がございまして、いわゆる有識者もしくは専門家がその数値を確認したという部分が報告書の中に具備されております。ですので、今おっしゃられた部分につきましては、その部分である意志確認はで

きるものかと考えますので、特段申請の時点での覚書というものは不要かと考えます。よろしく申し上げます。

議 長 そうすると、あくまでも本人の事業者の自主申告でよいということになるわけですが、その辺どうですか。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 その部分につきましては、事前に〇〇さんと打ち合わせをしたところでございます。〇〇さんが所属しておられる出荷先、農協ではなく出荷先、「実りの会」の声あり）実りの会の中で乾燥機、持っておられるということでございますので、そちらに出した時点で出荷伝票が出るそうでございます。その出荷伝票をつけていただくことで、その確実性を担保できるのかなと考えております。よろしく申し上げます。

議 長 そうすると、実りの会の代表者のそういった報告書というか、そういった方も知見者ということで認めてよろしいですか。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 考え方としては、それでよいとは思われますが、それ以上に確認する必要があるのであれば、また別途、別の方に見ていただくということも可能かと思っておりますので、そちらの対応法につきましては、今後検討したいテーマになるかと考えます。よろしく申し上げます。

議 長 そうすると、おおむね8割ということですから、雑草とか極端にひどい作り方をしていなければよいということで理解していいですか。

渡部主事 (挙手)

議 長 どうぞ。

渡部主事 その部分は、あくまで主観的なものでありますので、何ともこちらとしては申し上げられません。なお、農林水産省の通知の中の文面としましては、読み上げますけれども、下部の農地における反収が同じ年の地域の平均的な反収と比較して、おおむね2割以上減少している場合、もしくは下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じている場合は事業の継続ができないというものは通知の中では具体的に明記はされておりますが、具体的な数値というのは、先ほどおっしゃられました反収が8割を下回る場合のみでありますので、営農状況の部分よりもまず反収及び品質が確保されておれば条件は満たすような形になるかと思われま。よろしく申し上げます。

目崎補佐 (挙手)

議 長 目崎補佐。

目崎補佐 先週かその前に東根で実際にやっているところを見に行ってきたんですが、収量に関しましては単管パイプを刺している際まで、多分手で植えているんだと思いますが、植えて、収量をクリアする努力をしているようです。そういったこともお願いして、何とかクリアしていきたいと。

あと、品質については農業会議を通じて県のほうに聞きましたら、出荷できる状態、だから米として売れる状態であれば可能だということですので、3等米まではセーフということです。そういったことで、そこを何とかクリアしていただきたいと考えております。

議長 今説明あったわけですが、初めてのことでありますので、なかなか……、そして今までですと、3年間の一時転用ということで、3年間、3年間でおったのが、10年間ということになりますと、なかなか区切りがあると初心に戻ってというか、そういったことで3年間、3年間ということになっていくわけですが、10年というスパン長くなりますと、周り、農業委員も交代になったりすると、そういったことがちょっと確認が難しくなったりするのではないかなという懸念もありますので、その辺何か書類であればいいなと思ったところがあります。

私ばかりしゃべって申しわけありませんので、皆さんのほうから何かありましたらお願いしたいと思います。

6番 (二宮啓一委員 挙手)

議長 6番。

6番 今のお話で、途中で要件を満たされない場合はどうなるんですか。撤去命令とか何かあるんですか。

渡部主事 (挙手)

議長 渡部主事。

渡部主事 今のご質問につきましては、通知の中に記載がございます。結論から申し上げますと、撤去命令なんです。ただ、その前段階としまして、適切な改善措置を講ずるように指導をまず行いまして、その後にも改善が見込まれない場合はそのような措置になるかと思われれます。よろしく申し上げます。

6番 (二宮啓一委員 挙手)

議長 6番。

6番 実は上長井でも1回相談があった案件なんですけれども、ほかに要件がありましたらお聞かせください。

渡部主事 (挙手)

議長 渡部主事。

渡部主事 すみません、質問に質問を返すようで申しわけありません、要件というのは……。 (「条件、設置条件」の声あり) 通知を読み上げます。長くなりま

すので、ご了承ください。こちら許可権者が確認する事項としまして、6項目でございます。

まず、農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないこと、申請に係る転用期間が10年、2要件がございます。

では、7項目ですね、条件の1つ目としまして、申請に係る転用期間が3年もしくは10年でありまして、こちらそれぞれ条件がありますが、こちら省かせてください。太陽光パネルの下で行われる農地における営農が適切に継続されることが前提となる、が1点。

2点目としまして、太陽光発電施設が簡易な構造で、かつ容易に撤去できる支柱であること、かつ申請に係る面積が必要最小限であること、が2つ目です。

3つ目としまして、下部の農地における営農の適切な継続が確実であること。確実であることが認められる条件としまして、先ほど申し上げました付近の同じ年の地域の平均的な反収と比較して8割以上確保できること及び品質に著しい劣化が生じないこと、以上が3つ目であります。

4つ目、パネルの角度、間隔等から見て農作物の生育に適した日照量を保つための設計であること及び柱の間での農作業に必要な農業機械等を移動が可能であること。

5つ目としまして、営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用及び農業用排水施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと、農地の集団化に支障を及ぼすことがないこと、以上が5点目。

6点目としまして、支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに、事業を行う際及び撤去する際に必要な資力及び信用があること。

7つ目としまして、事業計画において発電設備を電気事業者と電力系統に連結することの契約が結ばれていること。通知上は以上の7点が条件となっております。

なお、今の条件につきましては、あくまでも営農型の発電設備の条件であり、かつ1種農地における営農型発電設備の条件となっております。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長
6 番
議 長
1 9 番
議 長
1 9 番

6番 二宮委員、いいですか。

では、後ほど何かまとめたものをお願いしたいと思います。

そのほか皆さんからありませんか。

(田代昇一委員 挙手)

19番。

今二宮委員がお話しされたように、これから同じようなことを私もやってみたいという方がいらっしゃるかと思いますが、売り買いでして、買うとこ

ろがないと売れないと、これは皆さんが今契約したといったときに、1キロワット当たり20円を下回ります。設備投資は多分取れないと思います。申請者である木村さんにおかれては、4年前に契約しているんです、東北電力さんと。4年たった今でも4年前の契約状況、1キロワット当たりの売り値が保てるんです。契約したときと現状の価格を見ると、倍、半分です。4年前の半分に売り値が落ちたんだそうです。

ですから、太陽の熱をしゃんしゃんと浴びていて、これはいいものだといって、広大な土地に設備投資して下で米を作ったり作物を作って植えて、エネルギーをお金に変えてとなると、私個人的ですが、今の売り値では合わないと思います。それは本人の考えですから何とも言えませんが、ただ4年前に決めた金額なので、自分もやる気になったとは本人言っていました。済みません、蛇足ですが。

議長 補足説明でありました。皆さんのほうからありませんか。（「では、もう一ついいですか」の声あり）

16番 (山王堂民衆委員 挙手)

議長 16番。

16番 16番 山王堂です。

今心配になったことが1つあって、4年前の契約ということで、この契約というのは電力会社の契約10年となっていますよね。そして、最初にもう契約しているのはことしで切れるはずなんです。そうすると、見直しがあって売電価格ががたっと下がる。もう4年たっていれば、あと6年しかないということは、そういうことは心配でないのかなと思うんですけども。6年後にかーんと下がるわけ。

19番 (田代昇一委員 挙手)

議長 19番。

19番 19番の田代がお答えすることではないと思いますが、それは申請ご本人様の判断することだと思いますので、わかりません。それは本人、私らよりもずっと考えていると思いますから。（「初年度がことしで切れるの。そうすると、バタバタと契約が下がるわけ」の声あり）

議長 そういったこともあるわけですが、木村さんいろいろ調べて……、（「4年たつてはもったいないな、これ」の声あり）やられると思いますので、そのほかありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号1号について許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号1号について、許可することに決定しました。

次に、議第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号8号から10号までを上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事
議 長
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

議第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。受理番号8号から10号の計3件で、土地は畑のみ6筆 1,706.00㎡、合計も同様でございます。

受理番号8号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲(3区画)の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号9号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は雪捨て場の造成です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

受理番号10号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は太陽光発電設備の建設です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

以上、よろしく願いいたします。

議 長
7 番
議 長
7 番

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。
(高橋信夫委員 挙手)

7番。

7番 高橋です。

8号、10号について報告いたします。

まず、最初に8号ですが、売買により申請地を3区画の宅地分譲をするための申請です。渡人、受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりであります。申請地は○○○○地内で、○○○○の東側に位置しており、第3種農地区分となっております。6月1日に○○さんに電話で確認し、また現地を確認してまいりました。現地は事前着工等はなく、隣接地は一般住宅、あとアパート等建っており、転用に問題ないと思われま

す。
次、10号ですが、10号は売買により申請地へ太陽光発電設備の建設をするための申請になります。渡人、受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は○○○○地内です。○○○○の南側に位置しており、併用地ありの第2種農地区分となっております。こ

こも6月1日に申請人の〇〇さんからお話を聞き、現地を確認してまいりました。事前着工等はありません。隣接地は農地になっておりますが、転用には問題ないと思われまます。ご審議をお願いします。

以上です。

10番 (古畑功一委員 挙手)

議長 10番。

10番 10番 古畑です。

9号についてご説明申し上げます。

5月31日に〇〇さんにお話を聞きまして、現地等確認してまいりました。〇〇〇〇に行く途中の、ここは〇〇〇〇から〇〇〇〇に抜ける水道のトンネルがあるところなんですけれども、雪捨て場ということで、ここはくぼんでいて低いところで、その脇に新しく小屋が建っていまして、その小屋の雪をそのくぼみに雪捨て場としてお借りしたいということで、〇〇さんは高齢でもう畑も何もできなくて、荒れるもんですから、できればそうしてほしいということだったもんですから、問題ないと思いまますので、よろしくお願いまます。

議長 ただいまの受理番号8号から10号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号8号から10号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号8号から10号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第7号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から4号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議長 仁科主査。

仁科主査 議第7号、農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号1号から4号までの計4件でございます。申請の内訳につきましては、相対による売買が3件、同じく相対による賃貸借権の新規が1件、計4件でございます。土地等の詳細につきましては、記載のとおりでございます。

この筆数、地積につきましては、田15筆 19,801.00㎡、畑4

筆 3, 939.08㎡、合計19筆 23,740.08㎡でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号から4号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号1号から4号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第8号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

須貝主事
議 長
須貝主事

(挙手)

須貝主事。

議第8号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について。農地の相続に係る相続税の納税猶予の適用の更新をするため、引き続き農業経営を行っていることの証明願がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号1号のみ1件です。申請人 住所 米沢市○○○○ 氏名 △△△△、被相続人 ○○、相続年月日 平成17年6月11日。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
9 番
議 長
9 番

この件について調査された委員は調査結果について説明をしてください。

それでは、受理番号1号を上程いたします。

(上村貞義委員 挙手)

9番。

9番 上村です。

1週間ほどくらい前になるんですが、〇〇〇〇の△△さんの自宅を訪ねまして、本人から話を伺ってまいりました。平成27年から3年間ですから、27、28、29年の3カ年の耕作を調査という依頼でしたので、その旨本人に伝えましてお聞きしましたところ、耕作をして農地として利用していますと、そういうお話でございました。去年までばかりではなくて、ことしも同様に耕作を続けているということでございました。その後、近隣といいますか、近くに農地あるんですが、その現場なんかを見ましたところ、単一の作物ではないんですが、野菜を中心にして作付なされていまして、ご報告申し上げます。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいまの受理番号1号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、議第8号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について、証明相当とすることに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第8号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について、証明相当とすることに決定いたしました。

次に、議第9号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

戸田主査

(挙手)

議 長

戸田主査。

戸田主査

議第9号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、は去る5月2日に行われた活動計画策定委員会の協議に基づき作成をし、先日皆様にお渡ししたところです。右の通知の中で、農業委員会の適正な事務実施について、の中で示されているとおり、5月2日から1カ月間ホームページに掲載をし、意見を求めました。その結果、全ての項目において意見の提出がありませんでした。したがって、この内容で県を通じ、国のほうへ報告することについて承認を得るため、委員会に付議しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長

ただいまの事務局の説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、議第9号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点

検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、を承認することに異議ありませんか。

全委員
議長

異議なし。
異議がないので、承認することに決定しました。
その他皆さんから何かご意見等ございませんか。

全委員
議長

なし。
皆さんからなかったら、本日の第11回農業委員会定例総会は終了となりますが、事務局から連絡等ございませんか。

目崎補佐
議長

(挙手)
目崎補佐。

目崎補佐

まず、7月4日、6日の視察研修ですが、本日最終締め切りとしております。現在のところ、大野澤委員が欠席でございまして、そのほか何か都合悪くなった方とかいらっしゃいましたらお願いします。今後、新幹線の座席割りとか部屋割り、別刷りして後でお配りしたいと考えております。

あと、農事相談の議案以外の関係ですが、活動記録の実績はどのように公表したかということですが、農業委員と推進委員が連携を図っていただいて、ますます活動を活性化していただきたいと、そういった内容でございます。

あと、今回会長にお伺いするといいかもしれないんですが、JAの総代会の前の会議で、伊藤会長が中山間地の問題解決を提案しました。農業委員会としても取り組む課題であるので、農業委員会でも取り組む事項として加えてくださいということがありました。

あと、今の研修視察の報告書、視察先、全部の施設を書かなくてはいけないかということですが、田原市の農業委員会と豊橋市の農業委員会を書いていただければ、それでよろしいかと思えます。

あと、田畑価格の調査ですが、7月10日の火曜日の農事相談までお願いしたいと思います。

会長のJAの会議の件はおわかりですか。

議長

JAの会議というのは、総代会の各地区の代表者と、今度新しく理事者になる方との顔合わせということで、4名の理事者について質問なり意見ある方は言ってくださいということで、私も南原地区の総代の代表をさせてもらっている以上、中間管理事業については、集積についてはある程度、平野部は進んでいるわけですが、中山間地等についてはなかなか進まないの、JAさんの役員の皆さんもJAさんも中山間地についての農地の利用について、よろしくお願ひしたいということを行ったんですが、本当は組合長に答えてもらいたかったんですが、議長を〇〇〇さんがしていて、中山間地から選

出の理事の方がどう考えていったらどうかということで、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんに振られたもんだから、ちょっと私の真意とは違う形になってしまったんですが、とにかく皆さんもご存じのとおり、なかなか中山間地の集積が進まないということでもありますので、全国的に見ますと、農協さんが直接経営して中山間地の田んぼ等を作ってやっているというところもありますので、そういったことを含んで組合長にお聞きしたかったんですが、そういったことでちょっとずれたということもありますが、とにかく我々の課題でもありますし、共有しながらやっていきたいという思いがあったもんですから、そういったことを言ったわけです。

だけれども、それぞれに、〇〇〇〇あるいは〇〇〇〇からそういった、鳥獣被害に遭わない作物を作ったりして頑張っているという報告はありましたので、そういったことでもあります。別におらほはしないけれども、JAでしろなんて一言も言っていないのに、何かいろいろなこと言うんだよな。曲げてとられんなよな。そういうことです。（「わかりました」の声あり）

研修先の田原市と何だっけ、豊橋市だっけ、そういった何か資料みたいなもの、一応作ってくれるんでしょう。（「作ります」の声あり）あっちの概要みたいなものね。（「概要と、はい、作ります」の声あり）皆さん予習して行かないといけないから。（「わかりました。1週間ぐらい前に何とかお送りしたいと」の声あり）来月の農事相談では間に合わないな。（「テーマとか何かはあるの、あちらの農業委員会とのテーマ」の声あり）

目崎補佐

愛知県の農業会議に聞いたところ、田原市はまず会長おっしゃっている農業出荷額ナンバーワンですね。（「市ではな、全国の市」の声あり）

あと、やっぱり太平洋側で近くに名古屋市を抱えているもんですから、いろいろなものを作っていて、すばらしいということでした。

あと、豊橋についてもそれに劣らぬような農業会議の話だったんですが、最近の情報では7月に来られても、見せるものなくてなどは言っているんで、ちょっとした事情があれば行程が変わるということです。

議 長

よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、皆さんのほうから何かありますか。

1 8 番

（鈴木晃子委員 挙手）

議 長

1 8 番。

1 8 番

1 8 番 鈴木です。お疲れさまです。

報告なんですけれども、6月1日に天童市天童ホテルにおいて、山形県農業会議農業委員会女性の会の第10回の通常総会に樋渡委員と私と、事務局から戸田主査と3人で出席してまいりました。今年度、山形県の女性の農業委員・推進委員マップというものが出来て、一番多いのが鶴岡市で、女性

の農業委員が4名、推進委員が2名ということで6名で、次いで天童市、寒河江市、酒田市が4名ずつ、合計で68名おりました、前回まで五十何名だったので、ふえている状況であります。山形県でも金山町と鮭川村と戸沢村だけ女性の農業委員がないということで、ここを重点的にふやしていこうというお話でした。

その後特別研修会というものがあまして、今回講演は天童市の結城こずえさんという方で、44歳の若手の方だったんですが、もともと農家の3姉妹の長女さんだったらしく、ただ農業というものはやはり継ぎたくないということで、最初は英語の講師をずっとしていらっしやったそうです。40歳になる前かな、ご結婚なされたのをきっかけに農家をするということで今頑張っていらっしゃるそうで、この方の頑張りから、いろいろな人とのつながりというものがある、このたび3月22日に国連のほうで女性の農業の地位向上ということのプロジェクトの取り組みを発表するという機会を得まして、本当に国連の大舞台で発表なさっていらっしやったそうです。なので、山形県でもやはりこういった活躍する女性がまた出ていらっしやったということで、何かすごく私たちも頑張らなければと思いついてきたところでした。

以上です。

議長 英語の先生だから、英語で……、（「英語でスピーチなされたそうです」の声あり）すばらしいな。

では、皆さんのほうからそのほかございませんか。

全委員 なし。

議長 それでは、これで本日の日程を終了いたします。
大変ご苦労さまでした。ありがとうございます。

閉会 午前11時43分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成30年6月12日（火）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

高橋 信夫

議事録署名委員

樋渡 由美